

※この法令は廃止されています。

平成二十八年国土交通省令第六十七号

被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の規定に基づき、被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令を次のように定める。

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、被災地域境界基本調査作業規程準則（平成二十八年国土交通省令第六十六号）第二十八条に規定する被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによればか、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第二号）に定める地籍簿の様式の例による。

別記様式第一 被災地域境界基本調査図様式

第1部 記号		別記様式第一 被災地域境界基本調査図様式	
区分	形状及び大きさ	記号	記号の表示の方法
基本三角点	△	0.2	0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、1.0mm、3.5mm等を表示するものとする。
基準点（補助基準点を除く。）	△	0.2	
電子基準点	△	0.2	
基本多角点	○	0.2	
補助基準点	○	0.2	

被災地域境界基 本三角点		0.2	アラビア数字 横書	0.2
被災地域境界基 本細部点		0.2	ゴシック体 字高 2.0~3.0 字隔 2.0~3.0	黒
被災地域境界基 本水準点		0.2	アラビア数字 横書	黒
被災地域境界基 本調査点		0.2	ゴシック体 字高 2.0~3.0 字隔 2.0~3.0	黒
被災地域境界基 本調査点の結合 線		0.15以内	アラビア数字 横書	黒
被災地域境界基 本三角点及び被 災地域境界基本 細部点の番号		0.15以内	ゴシック体 字高 2.0~3.0 字隔 2.0~3.0	黒

細部点における 地盤の変動方向 と変動量	
----------------------------	--

第2部 整飾

1 被災地域境界基本調査図に表示する整飾事項は、次のとおりとする。

図郭線

図郭線の数値

被災地域境界基本調査図の名称

座標系記号

測地系の名称

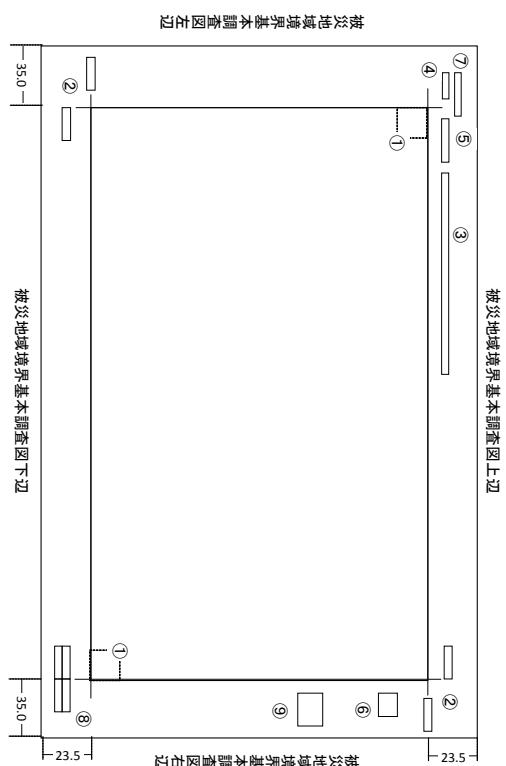
地番区域見出図（地番区域の名称を含む。）

整理表図（被災地域境界基本調査図の番号及び縮尺を含む。）

隣接図郭番号見出図

2 整飾事項を表示する位置は、おおむね次に掲げる図例によるものとする。

（図 例）



別記様式第II 被災地域境界基本調査簿様式

- ① 図郭線
- ② 図郭線の座標値
- ③ 被災地域境界基本調査図の名称
- ④ 座標系記号
- ⑤ 沖地系の名称
- ⑥ 地番区域見出図
- ⑦ 左上整理表題（被災地域境界基本調査図の番号を含む。）
- ⑧ 右下整理表題（被災地域境界基本調査図の縮尺を含む。）
- ⑨ 隣接図郭番号見出図

別記様式第二 被災地域境界基本調査簿様式
(表紙様式)

郡
市
町
村
区
大字

被災地域境界基本調査簿

冊の内第号

(この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)

附則
この省令は、公布の日から施行する。
